

7 税金の軽減

(1) 所得税、県・市民税

① 所得税等の控除

1) 所得控除

障害のある方が納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、課税対象となる所得額から控除が受けられます。

区 分	控 除 対 象 者	所 得 控 除 額	
		所 得 税	県・市民税
障害者 控 除	・身体手帳3・4・5・6級の方 ・療育手帳「B」の方 ・精神手帳2・3級の方	27万円	26万円
特 別 障害者 控 除	・身体手帳1・2級の方 ・療育手帳「A」の方 ・精神手帳1級の方	40万円	30万円
同居特 別障害 者控除	特別障害者である控除対象配偶者・扶養親族が納税者又は納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合	75万円	53万円

2) 心身障害者扶養共済制度に係る掛金の控除

都道府県が心身障害者に関して実施する共済制度の掛金額は、小規模企業共済等掛金控除として課税対象となる所得額から控除されます。

3) 医療費控除

ストーマ用装具やおむつは、医療費控除の対象となります。医師が発行する「ストーマ用装具使用証明書」や「おむつ使用証明書」と購入代の領収書を確定申告書に添付、又は確定申告の際に提示してください。

●問い合わせ・申請窓口

所 得 税：柏崎税務署（柏崎市中央町5-53 電話：22-2131）

県・市民税：柏崎市役所 財務部税務課 市民税係（電話：21-2247）

② 預貯金等の利子非課税

一定の手続により、預け入れた郵便貯金・少額預金および購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子などが非課税となります。

【利用できる方】

- 1.身体手帳の交付を受けている者
 - 2.療育手帳の交付を受けている者
 - 3.精神手帳の交付を受けている者
 - 4.障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給している者
 - 5.障害基礎年金など障害を給付事由とする年金受給者
- ※具体的な内容・手続きなどは、各金融機関へお問い合わせください。

③ 県・市民税の非課税の範囲

障害者控除・特別障害者控除の対象者は、前年の合計所得額（地方税法上の合計所得額）が125万円以下の場合、県・市民税は課税されません。

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)

障害のある方が利用する自動車については、自動車税(種別割・環境性能割)が減免されます。

① 免除の条件(4月1日現在又は登録時に条件を満たしていることが必要です)

1) 身体手帳をお持ちの方が自ら運転する場合

下記の2つの条件(ア、イ)を満たした場合、免除の対象となります。

「ア. 対象となる障害」

障害名	等級	障害名	等級
視覚障害	1・2・3・4	脳原性運動機能障害	1・2
聴覚障害	2・3	移動	1・2・3・4・5・6
平衡機能障害	3	心臓機能障害	1・3
音声・言語機能障害(喉頭摘出に限る)	3	じん臓機能障害	1・3
上肢不自由	1・2	呼吸器機能障害	1・3
下肢不自由	1・2・3・4・5・6	ぼうこう又は直腸機能障害	1・3
体幹不自由	1・2・3・5	小腸機能障害	1・3
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3	肝機能障害	1・2・3

「イ. 対象となる自動車」(自動車検査証)

所有者欄	使用者欄	その他
<ul style="list-style-type: none"> 自動車販売会社名義 身体手帳をお持ちの方名義 身体手帳をお持ちの方と同一生計の方名義 	身体手帳をお持ちの方名義	「自家用」と記載されている車

2) 療育手帳「A」・精神手帳1級をお持ちの方と同一生計の方が運転する場合

下記の2つの条件(ア、イ)を満たした場合、免除の対象となります。精神障害者はさらに自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受け入れている方に限ります。

「ア. 対象となる自動車」(自動車検査証)

所有者欄	使用者欄	その他
<ul style="list-style-type: none"> 自動車販売会社名義 療育、精神手帳をお持ちの方名義 療育、精神手帳をお持ちの方と同一生計の方名義 	<ul style="list-style-type: none"> 療育、精神手帳をお持ちの方名義 療育、精神手帳をお持ちの方と同一生計の方名義 	「自家用」と記載されている車

「イ. 対象となる利用形態」

療育、精神手帳を持つ方の通学・通院・通所・生業または福祉施設入所者の帰省(施設長の承諾を得たもの)のため 6カ月以上継続して、週1日以上または月4日以上使用する予定がある場合

3) 身体手帳をお持ちの方と同一生計の方が運転する場合

下記の3つの条件(ア、イ、ウ)を満たした場合、免除の対象となります。

「ア. 対象となる障害」

障害名	等級	障害名	等級
視覚障害	1・2・3・4	脳原性運動機能障害	上肢 1・2
聴覚障害	2・3		移動 1・2・3
平衡機能障害	3	心臓機能障害	1・3
音声・言語機能障害(喉頭摘出に限る)	3	じん臓機能障害	1・3
上肢不自由	1・2	呼吸器機能障害	1・3
下肢不自由	1・2・3	ぼうこう又は直腸機能障害	1・3
体幹不自由	1・2・3	小腸機能障害	1・3
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3	肝機能障害	1・2・3

「イ. 対象となる自動車」 (自動車検査証)

所有者欄	使用者欄	その他
自動車販売会社名義	・身体手帳をお持ちの方名義 (ただし手帳をお持ちの方が18才未満の場合 は同一生計の方名義)	「自家用」と記載されている車
身体手帳をお持ちの方と同一生計の方名義		
身体手帳をお持ちの方名義		

「ウ. 対象となる利用形態」

身体手帳を持つ方の通学・通院・通所・生業のため **6カ月以上継続して、週1日以上または月4日以上**使用する予定がある場合

4) 障害者を常時介護する方が運転する場合(介護者運転)

下記の3つの条件(ア、イ、ウ)を満たした場合、免除の対象となります。精神障害者はさらに自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けている方に限ります。

「ア. 対象となる障害」 上記、2) 3) の同一生計の方が運転する場合と同じ。

「イ. 対象となる自動車」 (自動車検査証)

所有者欄	使用者欄	その他
・自動車販売会社名義 ・身体手帳・療育・精神手帳をお持ちの方名義	身体手帳・療育・精神手帳をお持ちの方名義	「自家用」と記載されている車

「ウ. 対象となる利用形態」

単身又は身体障害者等のみで構成される世帯で生活する身体障害者等が所有する自動車¹で生活する障害者の通学、通所、通院、生業または福祉施設入所者の帰省(施設長の承諾を得たもの)のため常時介護する方が、**1年以上継続して、週3日以上**使用する予定がある場合

②手続きの方法・申請窓口

新たに取得した自動車については登録時に、また以前より所有している自動車に対しての減免は納期限までに申請窓口で行います。

・自動車税(種別割)

長岡地域振興局県税部 柏崎収税課

(柏崎市三和町 5-55 柏崎総合庁舎内 電話：21-6222)

・環境性能割

(財)長岡自動車協会、(財)新潟県自動車標板協会

※自動車取得税免除の手続きは自動車販売会社へ依頼してください。

③申請に必要な書類等

- ・身体手帳、療育手帳、精神手帳
- ・自動車検査証
- ・運転する方の運転免許証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード
- ・通学・通院・通所・生業等の証明書(同一生計・介護者の方が運転する場合)
※証明書は学校、医療機関、施設、職場等での発行となります。
- ・同一生計証明書(同一生計の方が運転する場合。本人運転で所有者が同一生計の方名義の場合)
- ・常時介護証明書(介護者運転の場合。他に「誓約書」「運行計画書」が必要)
- ・自立支援医療受給者証(精神障害者に限る)



●同一生計証明書・常時介護証明書発行機関●

身体手帳、療育手帳…福祉事務所(柏崎市役所福祉課障害福祉係)

精神手帳…県地域振興局健康福祉環境部(柏崎保健所)

上記の必要な書類をお持ちください。

④その他

- ・減免の対象となる自動車は、障害のある方1人につき1台に限られます。
- ・本人運転の場合は、承認後3年毎に「使用状況等について」が送付されます。同一生計の方の運転の場合は、毎年6月上旬に「継続申出書」が送付されます。
- ・減免を受けている車を変更、又は買い替える場合、再度申請が必要になります。

(3) 軽自動車税

障害のある方が利用する軽自動車等は、税金が免除されます。免除の申請は、納期限の7日前までの手続きが必要です。

免除の条件等については、(2)自動車税(種別割・環境性能割)(P34~)をご覧ください。

なお、税金が免除されるのは、普通車を含め1台のみ。

●問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 財務部税務課 証明管理係(電話：21-2250)

